

## 規 則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十八号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表電気工事科の項及び電気設備管理科の項中「三九〇時間」を「三八〇時間」に改め、同表木工芸科の項中「一 木工用機械類」を「一 木材加工用機械類」に、「(3) 木工用機械」を「(3) 木材加工用機械」に、「(1) 木製品」を「(1) 木製品」に、「(5) 木工品製作実習」を「(5) 木製品製作実習」に改め、同表情報処理科の項中「一五〇時間」を「一〇〇時間」に、「六五〇時間」を「七〇〇時間」に改める。

「私は、入校の上は、関係規則及び指示事項を厳守し、違反した様式第二号中 じられても異議はありません。

保証人連署の上誓約します。

ときは、退校を命  
「私は、入校の上は、関係規則及び指示事項を厳守し、誠  
を  
約します。」

実に訓練に励むことを誓  
に改める。」

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の埼玉県立高等技術専門校規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に情報処理科に係る普通職業訓練を受けている者（平成二十八年三月三十一日において埼玉県立高等技術専門校に在校する者に限る。）に対する当該普通職業訓練に係る基準については、改正後の別表第二第一号の表情報処理科の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。